

令和8年8月7日
釧路開発建設部

「釧路川流域かわまちづくり計画」の登録証伝達式を行います

～日本最大のカルデラと湿原をつなぐ、流域まるごと大冒険
「かわまちアドベンチャー ～釧路川～」を目指します～

釧路川流域かわまちづくり協議会（令和7年3月流域5市町村（釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村）により発足）では、釧路川の豊かな自然環境を活かし、アクティビティで地域を結ぶ観光地域づくりを目指す「かわまちづくり計画」の検討を進めてきました。

今回、釧路川流域かわまちづくり協議会で策定した「かわまちづくり計画」が8月7日（金）、国土交通省かわまちづくり支援制度に登録されました。つきましては、登録証伝達式を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

「かわまちづくり」とは、地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、地域活性化や観光振興などを目的に、市町村や民間事業者、地域住民等と河川管理者が各々の取組を連携することにより、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成し、河川空間を活かして地域の賑わい創出を目指す取組です。

○ 登録証伝達式

日 時：令和8年8月19日（水） 13：30～14：30

場 所：釧路町コミュニティセンター 2階大会議室（釧路町木場1－2）

※ 伝達式では最後に委員全員による写真撮影を予定しております。

[参考]かわまちづくり支援制度 (https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa_kou/ud49g7000000ahtj.html)

[参考]かわたびほっかいどう (<https://kawatabi-hokkaido.com/2024/09/26/28570/>)

本伝達式は終了まで会場での取材が可能です。希望される方は、事前に会社名、氏名、人数を下記へお知らせください。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部

治水課 課長 猪子 長 電話：0154-24-7250（内線 3291）

治水課 課長補佐 小泉 和久 電話：0154-24-7250（内線 3288）

釧路開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/>



釧路川流域かわまちづくり協議会 委員名簿

■委員（釧路川流域市町村）

釧路川流域市町村		備 考
釧路市長	つるま ひでのり 鶴間 秀典	
釧路町長	こまつ しげる 小松 茂	
標茶町長	さとう よしひこ 佐藤 吉彦	副会長
弟子屈町長	とくなが てつお 徳永 哲雄	会長
鶴居村長	おおいし まさゆき 大石 正行	

(敬称略 全国地方公共団体コード順)

■委員（河川管理者）

河川管理者		備 考
国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部長	むらかみ むつみ 村上 睦	

(敬称略)

「釧路川流域かわまちづくり」(釧路川流域5市町村)

【別紙2】

対象河川：一級河川 釧路川水系釧路川 【国管理河川】
市町村名：北海道釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村
推進主体：釧路川流域かわまちづくり協議会



1. 概要

釧路川は、阿寒摩周および釧路湿原国立公園等の日本有数の豊かな自然環境を有しており、源流から河口まで横断工作物がないことから国内外からカヌー愛好家が集うカヌーの聖地となっているほか、サイクリング、ホーストレッキング、ロングトレイル等の多様なアクティビティに利活用されています。近年、釧路川流域市町村では関係者と連携し、釧路地域の新たなブランド化、地域産業と連携した「ワイズユース」に関する取組が進められており、釧路川を基軸とした広域周遊観光ネットワークの構築、安全・安心で賑わいのある豊かな川のある暮らし、自然環境の保全と適正な水辺空間の利活用推進が期待されています。以上の状況を踏まえ、かわとまちを釧路川流域に点在するアクティビティの動線で結ぶことで釧路川流域の水辺空間の賑わいの創出、地域の活性化を目指します。

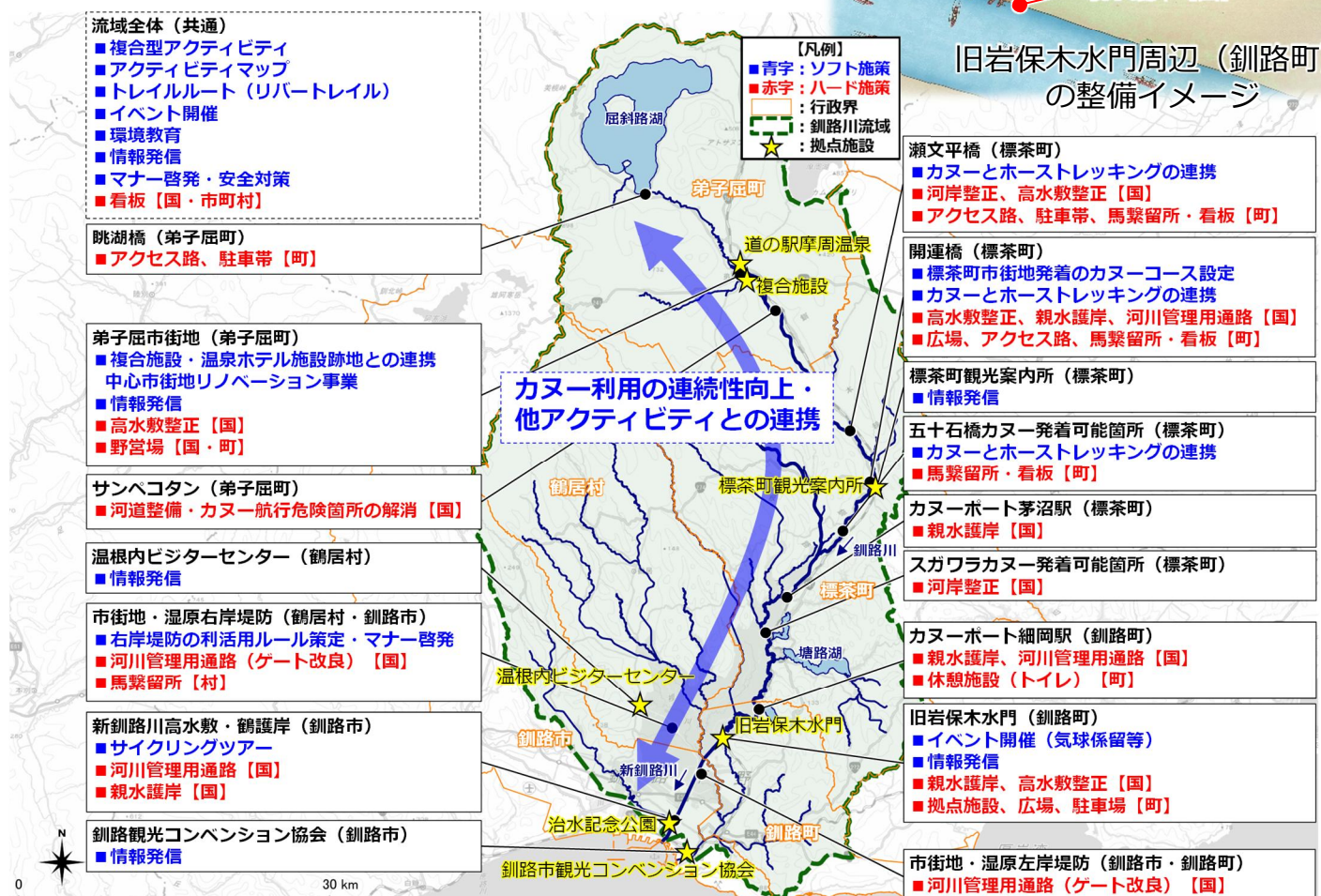
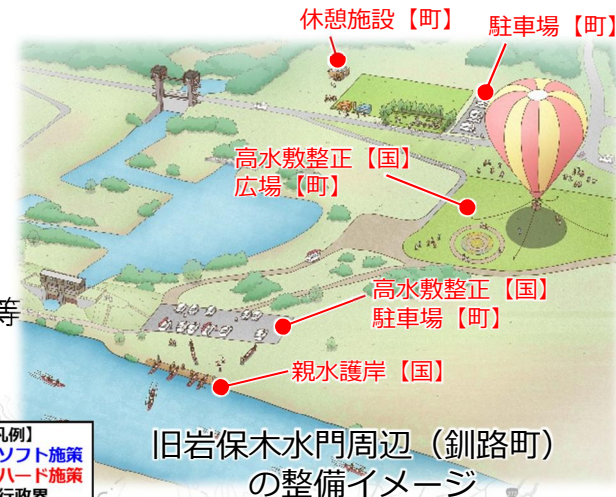
河川管理者(北海道開発局)は、本計画の推進に当たり、必要となる河川管理施設を整備するほか、河川敷地占用許可準則第22に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

国土交通省：河岸整正、護岸整備、河川管理用通路 等
流域市町村：広場、駐車場、トイレ、看板 等

3. ソフト施策の内容

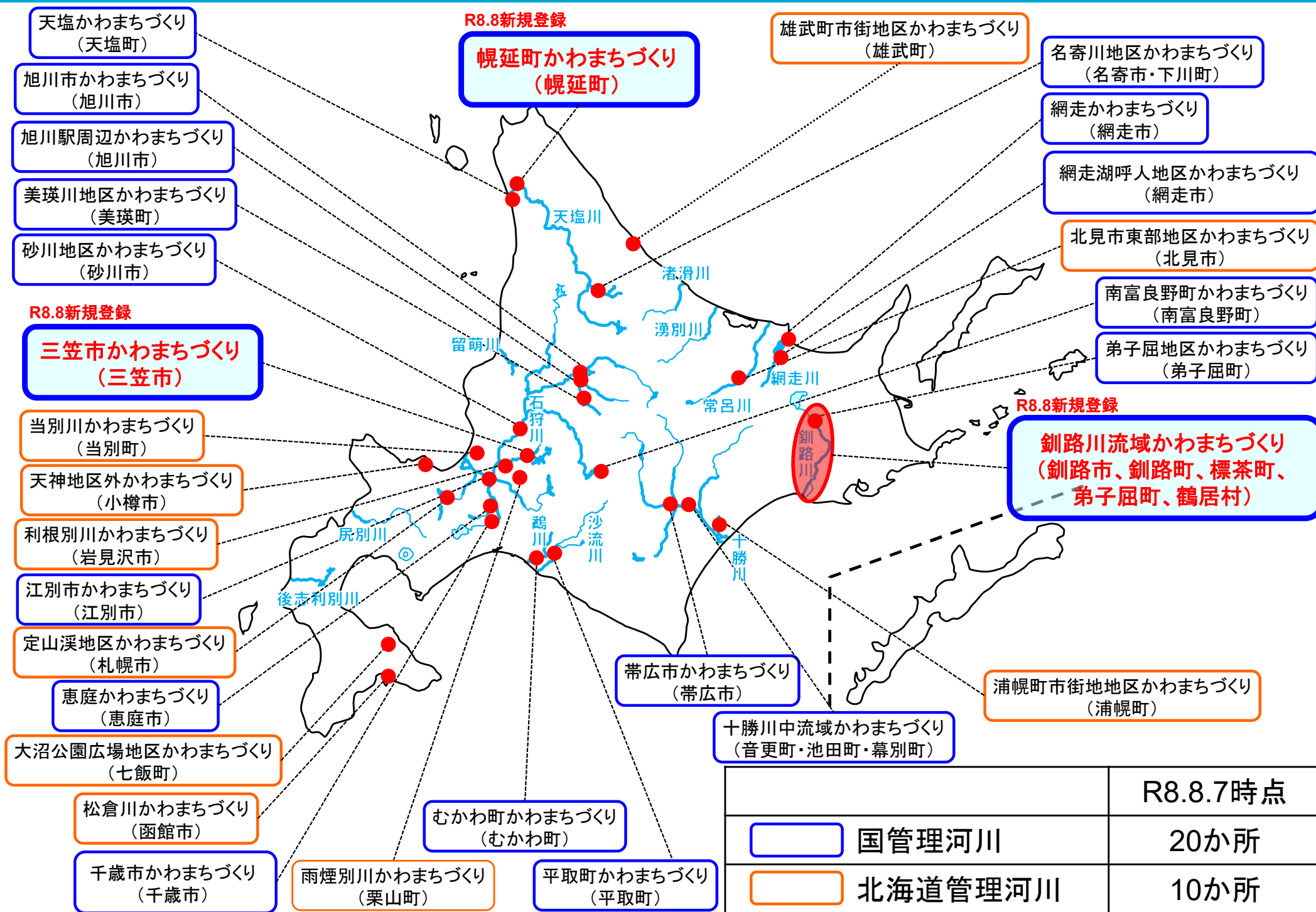
国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定 等
流域市町村：広域的なアクティビティコースの設定、
水辺空間でのイベント開催、情報発信、環境教育 等
民間事業者：アクティビティツアーの実施、イベント開催 等



※今後、工事实施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

北海道における「かわまちづくり計画」の登録箇所

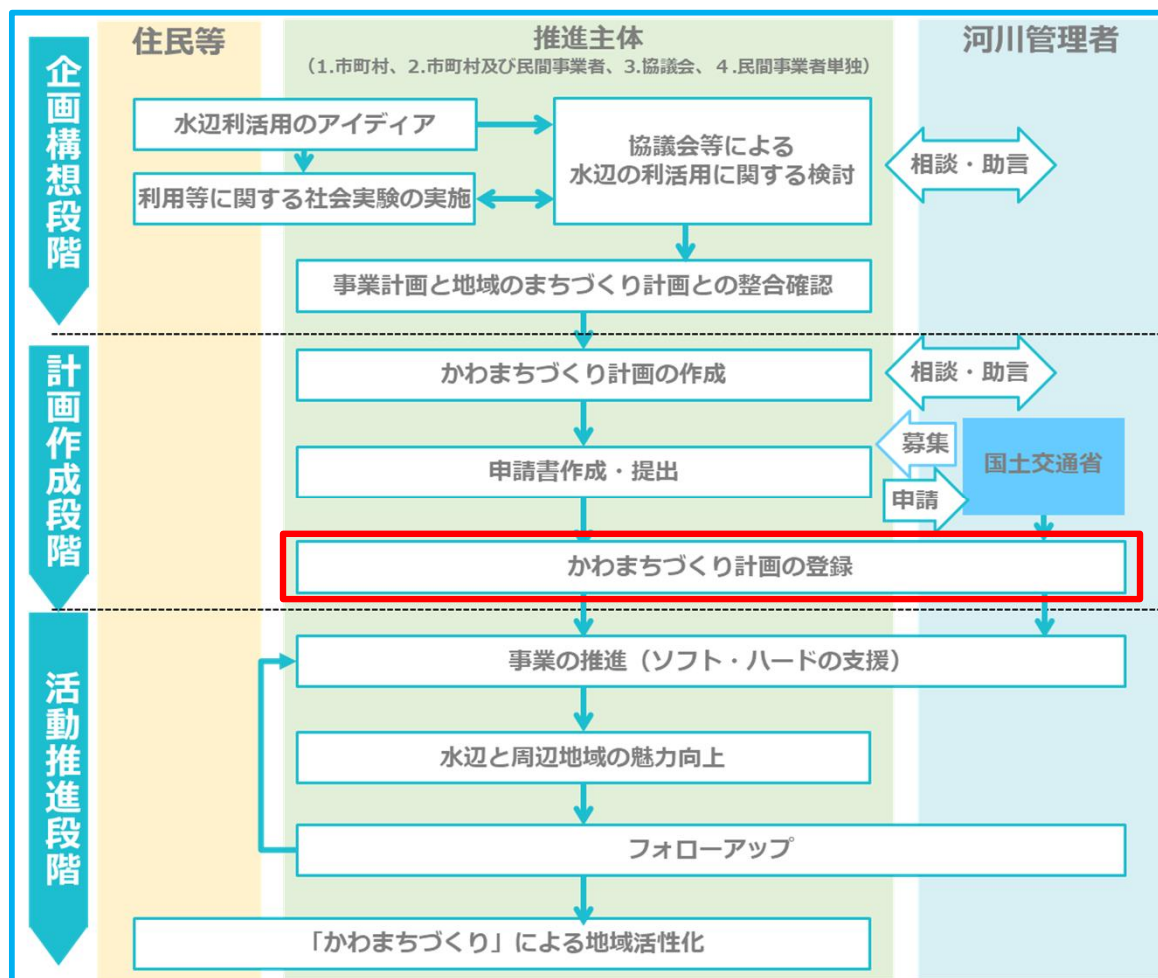
【参考資料1】



かわまちづくり支援制度の概要

- ・地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度
- ・推進主体は「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、河川管理者は支援制度に登録された当該計画に基づき、必要なソフト施策、ハード施策の支援を実施する(令和8年8月時点登録数:314か所)

かわまちづくり実施フロー



ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定(河川空間のオープン化)等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援



遊歩道の民間活用
(道頓堀川／大阪市)



賑わい拠点の整備
(木曽川／美濃加茂市)

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。
(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用
(最上川／長井市)



親水護岸の利用
(新町川／徳島市)